

4. (1) 2012. 11. 14〇「金融円滑化にかかる措置の実施状況について(平成 24 年 9 月末)」

金融円滑化法に基づく開示・報告について

法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況

法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成 21 年度計		平成 22 年 6 月末		平成 22 年 9 月末		平成 22 年 12 月末		平成 23 年 3 月末		平成 23 年 6 月末		平成 23 年 9 月末		平成 23 年 12 月末		平成 24 年 3 月末		平成 24 年 6 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	59	2	247	3	260	5	316	6	412	6	412	6	412	6	412	6	412	7	428
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	59	2	247	3	260	4	261	4	261	4	261	4	261	4	261	4	261
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	59	1	188	1	13	2	56	1	96	1	96	1	96	0	0	0	0	1	16
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	1	55	1	55	1	55	2	151	2	151	2	151
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	平成 24 年 9 月末	
	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	7	428
うち、実行に係る貸付債権の額	5	277
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	2	151
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年度計		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末		平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年6月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	23	1	23	2	54	3	70	3	70	3	70	3	70	3	70	3	70	3	70
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	2	39	2	39	2	39	2	39
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	23	0	0	1	31	1	16	1	16	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31	1	31

	平成24年9月末	
	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3	70
うち、実行に係る貸付債権の額	2	39
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	31

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。